

保護林制度の改正について

平成27年10月1日

林野庁 中部森林管理局



国民の森林・国有林

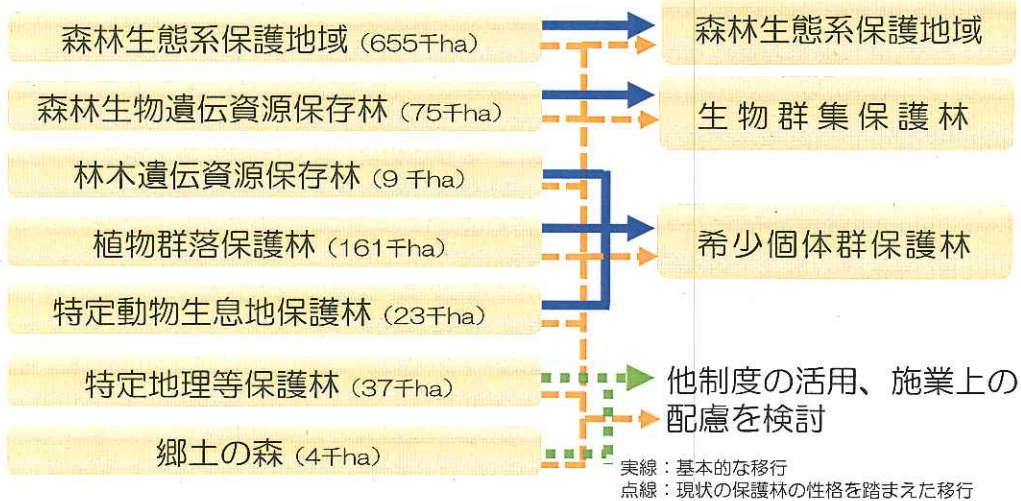
保護林制度改正のポイント

趣旨: 生物多様性保全に関する科学的知見・保護地域の管理手法の高度化に伴う保護林制度の見直しを行い、生物多様性の保全に配慮した、簡素で効率的な管理体制を再構築。

1. 保護林区分の再構築

合計 851箇所・968千ha

管理体制の簡素・効率化



2. 管理体制の再構築

①委員会の再編 既存の委員会を整理・統合し、一元的な管理委員会を立ち上げ

- 森林生態系保護地域設定委員会
- ▽▽森林生物遺伝資源保存林設定委員会
- 緑の回廊設定委員会
- XXモニタリング委員会
- ※※希少種委員会

○○森林管理局
保護林管理委員会

※必要に応じて部会等を設置

②モニタリング実施間隔の変更

全ての保護林について、原則として
5年に一度のモニタリング調査

保護林の状況に応じて、
モニタリング実施間隔を
5年未満、5年、10年に
変更

生物多様性保全手法の高度化

3. 復元の導入 (生物群集保護林)

自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見をふまえて、長期にわたる森林施業等を実施



4. 野生生物保全管理手法の導入 (希少個体群保護林)

①人為による生息環境等の創出

一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が個体群の持続的な生息・生育に不可欠な場合には、森林施業により人為的に環境創出



イメージ:
管理委員会での検討をふまえて、生育地拡大を図るため、生育地に隣接する林分を伐採し、更新・増殖に適した光環境を創出

②野生生物の存続に必要な個体群の集合体 (メタ個体群) の保全

消滅が懸念される個体群保全のため、周辺に存在する遺伝的関係性を持つ個体群、生育・生息地等を同一の保護林として一体的に保全

消滅が懸念される個体群

遺伝的に関係性を持つ個体群

生育・生息地

更新適地

保護林の種類と設定基準の概要

保護林の種類	設定目的	設定基準	取扱い方針
森林生態系保護地域	我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした森林生態系としてまとまりを持つ区域で原則2,000ha以上 島嶼、半島等特殊な環境にあつては、原則500ha以上。 【地帯区分】 保存地区・・・我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とする区域 保全利用地区・・・保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる保存地区と同質の区域。天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができる。	保存地区 原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 保全利用地区 <ul style="list-style-type: none"> 天然林については保存地区と同様とし、人工林は育成複層林施業等を行うことができるものとし、将来的には天然林への移行を図る。 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができる。
生物群集保護林	地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	<ul style="list-style-type: none"> 自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域で、原則300ha以上の規模。 自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域であつて、原則1,000ha以上の規模。 【地帯区分】 原則として一つの区域について保存地区及び保全利用地区に区分するが、合理的な理由がない場合はこの限りではない。 保存地区・・・自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域。 保全利用地区・・・保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる保存地区と同質の区域。天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができる。	保存地区 原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 保全利用地区 <ul style="list-style-type: none"> 天然林については保存地区と同様、人工林は育成複層林施業等を行うことができるものとし、将来的には天然林への移行を図る。 必要に応じ草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができる。 復元計画の策定 保護林復元部会の意見を踏まえ、復元計画を策定する。

保護林の種類と設定基準の概要

保護林の種類	設定目的	設定基準	取扱い方針
希少個体群保護林	希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群(以下「個体群」という。)の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術研究等に資する。	<p>①から⑦のうち1項目以上該当する個体群を有し、原則として、存続に必要な条件を含む5ha以上の区域。 (設定に際しては野生生物の生育・生息地の他に、個体群の存続に必要な更新適地等に配慮する。)</p> <p>①希少化している個体群 ②分布限界域等に位置する個体群 ③他の個体群から隔離された同種個体群 ④遺伝資源の保護を目的とする個体群 ⑤草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群 ⑥温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群 ⑦その他保護が必要と認められる個体群 ・目的とする個体群の消失が懸念される危機的な森林等で、遺伝的に関連のある個体群の生育・生息地、更新適地等が周辺に飛び地として存在する場合には、当該飛び地を同一の保護林として設定することができる。</p>	<p>個体群の状況に応じ取り扱う。</p> <p>①目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 ②一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。</p>

「木曾悠久の森」の取組について

平成27年10月1日

林野庁 中部森林管理局



国民の森林・国有林

「木曾悠久の森」の概要

「木曾悠久の森」は、温帯性針葉樹林がまとまって分布するエリアをつなぐ形で、長野県上松町、王滝村、大桑村、岐阜県中津川市に至る国有林に設定しており、その面積はナゴヤドーム約3,500個分の16,579haに及びます。

区域内には、森林浴発祥の地として知られる「赤沢自然休養林」や、優れた渓谷美でキャンプや自然観察で知られる「付知峡自然休養林」が含まれ、広く国民の皆様にも利用されている地域です。

「木曾悠久の森」で実施する取組

林野庁中部森林管理局では、世界的にも希少で貴重な存在となっているヒノキ、サワラ等の木曾五木を含む温帯性針葉樹林を「森林生物多様性復元地域」(愛称:木曾悠久の森)と設定し、天然林の保存を図りながら人工林を天然林に誘導していく取組を開始しています。

この取組は、数百年といった超長期に及ぶことから、現在、有識者からなる管理委員会を開催し、森林の取扱い等について検討しています。

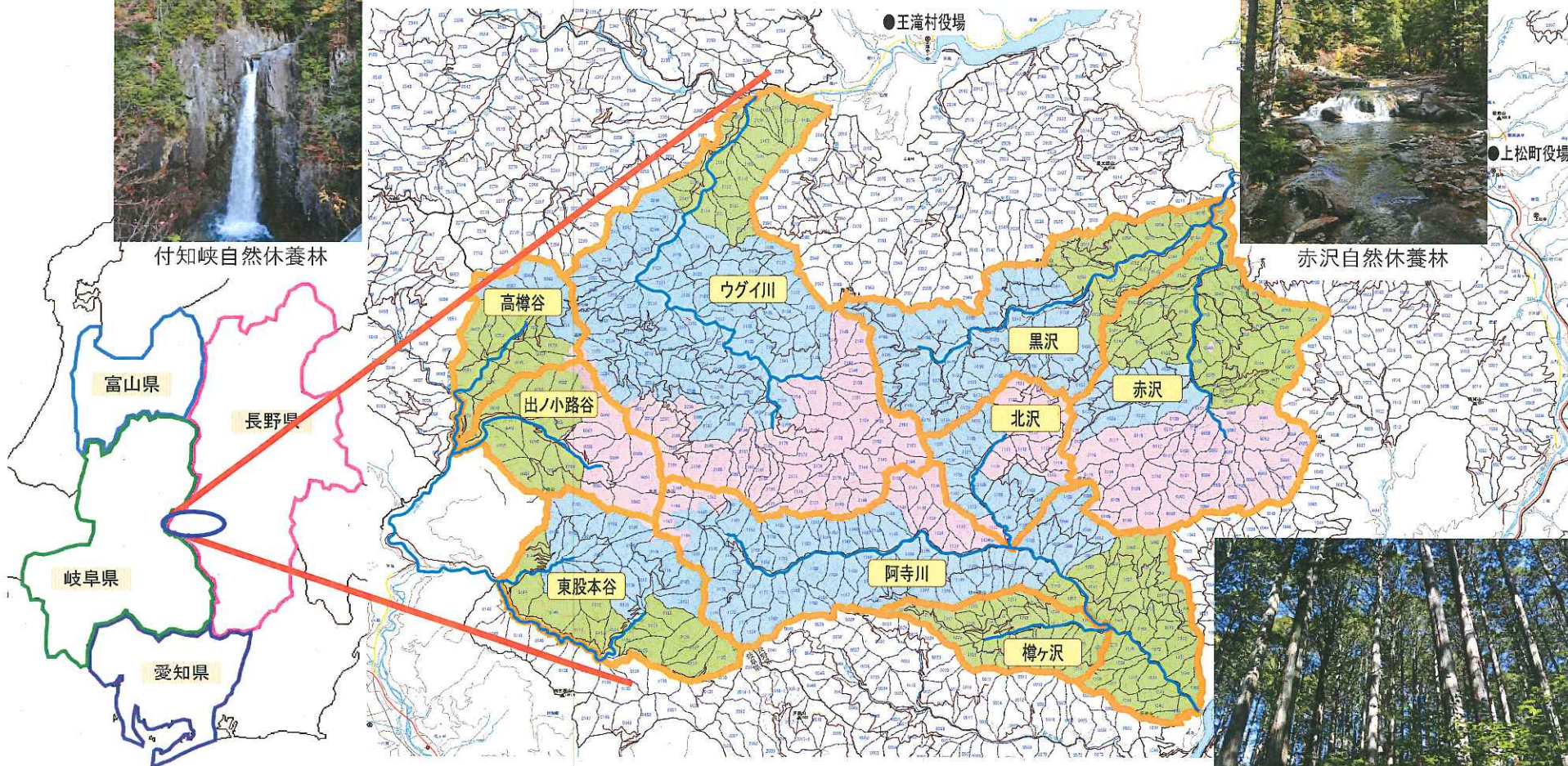
「木曾悠久の森」の地域区分



付知峡自然休養林



赤沢自然休養林



■	核心地域(コアa)	3,908ha	温帯性針葉樹林が大部分を占め、厳格に保存する地域
■	核心地域(コアb)	7,163ha	人工林へ転換された温帯性針葉樹林の箇所を天然林へ誘導する地域
■	緩衝地域(バッファ)	5,508ha	核心地域への緩衝となる機能を持つ地域
	区域全体	16,579ha	

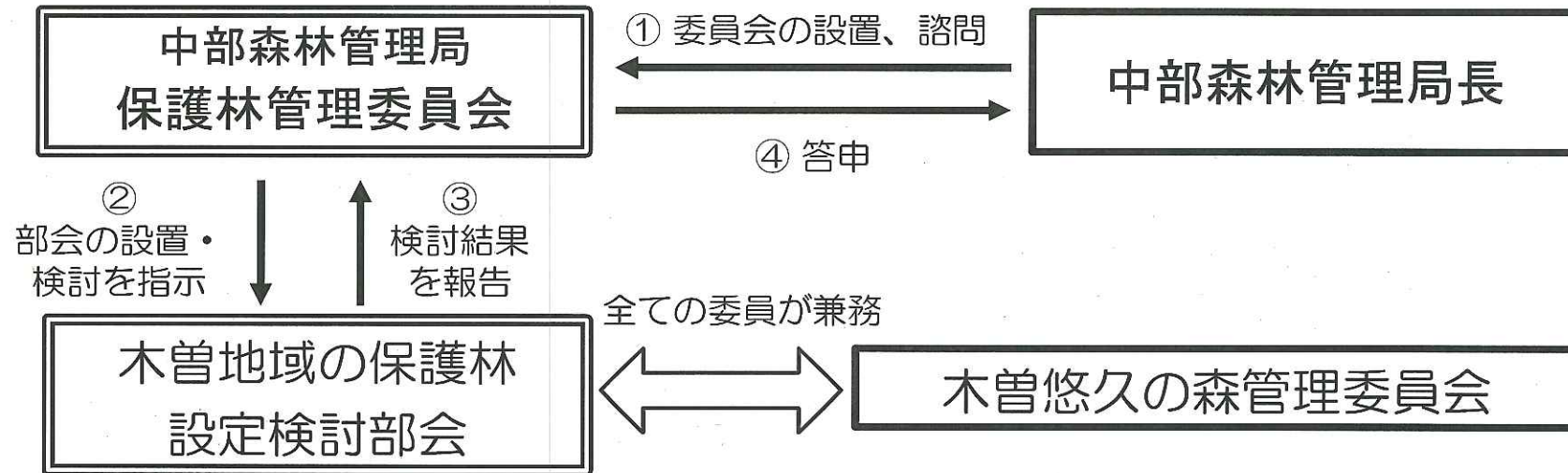


温帯性針葉樹林 (木曾ヒノキ林)

木曽地域の保護林の設定に係る委員会について

資料6

中部森林管理局



【役割分担】

- 保護林管理委員会** 中部森林管理局管内における、保護林の設定・管理・モニタリングに関する事項、保護林に関連する生物多様性に関する事項について検討し、森林管理局長へ意見を提出する。
- 木曽地域の保護林設定検討部会** 木曽地域における保護林の設定・変更について検討（保護林管理方針書(案)の作成）し、その結果を保護林管理委員会へ報告する。
- 木曽悠久の森管理委員会** 「森林生物多様性復元地域（木曽悠久の森）」における、具体的な森林の取扱い方針やモニタリングの内容、長期にわたる取組を進める中で生じる様々な事案について、意見調整や分析・討議等を行い、森林管理局長へ意見を提出する。

木曽地域の保護林設定検討部会の運営について

第1 趣旨

中部森林管理局保護林管理委員会運営要領（平成27年10月1日施行）第3の4に基づき設置された部会の運営については、次のとおり定めるものとする。

第2 任務

部会は、「『温帯性針葉樹林の保存・復元に向けた取組について』の制定について」（平成26年4月1日付け25例規第6号）により定めた、森林生物多様性復元地域（以下「木曽悠久の森」という。）を対象として、保護林の設定、変更及び廃止の検討を行う。

第3 運営

- 1 部会の開催は、保護林管理委員会委員長が招集する。
- 2 部会は、その過半数の出席をもって成立する。
- 3 地方自治体の長が部会の委員となっている場合には、代理を認めるものとする。
- 4 部会には座長をおき、委員の互選により選任する。
- 5 座長は、議事を運営する。
- 6 座長は、部会の承諾を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- 7 部会は、議事の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 8 部会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 9 部会の議事は、原則公開とする。ただし、座長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。
- 10 部会の議事概要については、中部森林管理局のホームページを通じて公開する。

第4 事務局

部会の事務局は、中部森林管理局計画課において行う。

附則1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

「木曾悠久の森」管理委員会

委員名簿

所 属 等	氏 名
中津川市 市長	青山 節児
中日新聞社 論説委員	飯尾 歩
池田木材株式会社 代表取締役社長	池田 聡寿
信州大学農学部 教授	植木 達人
和歌山大学観光学部 教授	大浦 由美
鳥取大学農学部附属フィールドサイエンスセンター教授	大住 克博
信州大学農学部 教授	岡野 哲郎
東京農業大学短期大学部 助教	下嶋 聖
国立研究開発法人森林総合研究所四国支所 産学官連携推進調整監	杉田 久志
上松町 町長	田上 正男
木曾官材市売協同組合 理事長	野村 弘
付知町まちづくり協議会 会長	早川 正人
信濃毎日新聞社 編集委員	増田 今雄
岡山大学 理事・副学長	山本 進一
東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授	山本 博一
公益財団法人日本自然保護協会 参事	横山 隆一

座長

※学識者は五十音順 敬称は略させていただきます。

当面のスケジュール（案）

中部森林管理局

予定月日	保護林管理委員会	木曽地域の保護林設定検討部会 (仮称)	木曽谷森林計画区・木曽川森林計画区に係る森林計画の策定等
平成27年 10月1日	第1回 保護林管理委員会の開催		
10月7日		第1回部会の開催	
12月2日		第2回部会の開催	
12月10日	第2回 保護林管理委員会の開催		地域管理経営計画と施業実施計画の変更計画書（素案）の作成
12月中旬			地域管理経営計画と施業実施計画の変更計画書（案）の公告縦覧
平成28年 .3月中旬			地域管理経営計画と施業実施計画の変更計画書の公表
平成28年度～	保護林管理委員会の開催		中部森林管理局管内全体の保護林の再編検討

参考

保護林制度等に関する有識者会議

報告

平成 27 年 3 月

保護林制度等に関する有識者会議

目 次

はじめに

1 保護林制度に関する提言

- (1) 保護林区分の再構築
- (2) 復元の考え方の導入
- (3) 気候変動など新たな脅威への対応
- (4) 民有林との連携

2 保護林の管理手法に関する提言

- (1) 管理体制の再構築に向けた取組
 - ア 専門的な知見を活用した簡素で効率的な管理体制
 - イ 国際基準への位置付け
 - ウ モニタリング
 - エ 人材育成
- (2) その他
 - ア 国民に対する丁寧な説明
 - イ 他省庁との連携

(参考1)

- (1) 保護林の歴史
- (2) これまでの成果

(参考2)

保護林制度等に関する有識者会議について

はじめに

平成元年の保護林制度の改正から四半世紀が経過した。この間、生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法は大きく進歩するとともに、保護地域に関する国際的な目標や基準が設定されるなど、保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

保護林制度等に関する有識者会議（以下「本会議」という。）は、これら状況の変化を受けて、保護林の設定状況や保全管理状況における課題等を点検整理するため、林野庁長官の依頼により、平成26年6月以降5回に渡り開催され、議論と検討を重ねてきた。

本報告書は、本会議での議論と検討を踏まえ、今後の保護林制度のあり方について基本となる指針を提言するものである。

本報告書における提言が今後の保護林制度に反映されることを期待する。

1 保護林制度に関する提言

(1) 保護林区分の再構築

平成元年の保護林制度改正により、保護林は7区分となった。この中には、森林生態系保護地域と森林生物遺伝資源保存林のように、面積規模や管理手法が似ているため互いの違いが分かりにくいものや、多様な国有林管理が行われるようになってきたため保護林としての存在意義が薄れつつある郷土の森も含まれる。また、大規模な植物群落保護林や特定地理等保護林を森林生態系保護地域の代替として機能させている事例があることなど、保護林の区分および実際の設定箇所や管理手法が必ずしも適切でない場合もある。さらに、小さくとも地域特有の森林生態系（ローカルホットスポット）の保全、持続性に問題のある危機的な個体群^{*1}の保全など、保護林に対する新たな課題への対応が求められるようになってきた。

このような様々な課題に対応できる保護林制度とするため、保護林区分は、森林生態系や個体群の持続性に着目した、分かりやすく効果的な区分に再構築することが望ましい。具体的には、①我が国の気候帯を代表する原生的な森林、②地域固有の森林生態系を有する森林、③希少な野生生物の生育・生息に必要な森林、に区分することが考えられる。なお、これらの区分以外でも、保護林区分を設ける必要がある場合は、他の制度との兼ね合いを勘案しながら、必要に応じて検討することが望ましい。

再構築に際しては、人為による積極的な管理を含む、保護林の価値や持続性を向上させるための新たな管理の考え方について検討することが望ましい。具体的には、特異な環境（草地、湿地、高山帯、岩石地等）を保護林として保全する考え方^{*2}、野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保全する考え方^{*3}、個体群の生育・生息に必要な面積を確保する考え方などである。

※1： 個体群

一定の時間と空間内に生活する同種からなる個体の集まり。

※2： 特異な環境（草地、湿地、高山帯、岩石地等）を保護林として保全する考え方

希少な野生生物の生育・生息地となっている等、地域の生物多様性にとってかけがえのない存在と考えられる草地、湿地、高山帯、岩石地等については、成立原因を見極めた上で、必要な場合には人為を加えながら保護林として適切に管理すること。

※3： 野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保全する考え方

目的とする野生生物の消失が懸念される危機的な保護林（危機保護林）については、危機保護林を中心に、例えば、周囲に点在する遺伝的な関係性を持つ小規模な個体群や今後更新が見込まれる更新適地等を同一の保護林として設定することにより、適切に管理すること。

(2) 復元の考え方の導入

現在の保護林の管理は、貴重な森林生態系に対し人為を加えず自然の推移に委ねる「保存（Preservation）」や、現状を維持する「保護（Protection）」を原則としており、失われた森林生態系を「復元（Restoration）」することは想定していない。しかし、保護林の中には、人為の影響を受けて成立した森林、また、孤立化等のため、自立的復元力を失った森林も存在する。これら実態を踏まえ、保護林制度に復元の考え方を導入し、保護林管理における質の向上に取り組むことが望ましい。

復元に当たっては、目標林型を明確にし、復元プロセスを科学的知見に基づき進める必要がある。復元の技術的手法を模索しながら取り組む必要があるため、専門家の意見を踏まえつつ、復元に取り組む者や利害関係者を中心とする地域関係者による丁寧な合意形成が求められる。

また復元は、天然更新を通じて行われることが基本であるため、保護林として指定する地域内に種子の供給源となる天然林がまとまって存在しており、復元を進めて行くべき森林とひとまとまりの保護林として管理することが望ましい。

復元の考え方を導入する保護林の対象としては、世界的な価値を有し、本来の森林生態系としての持続が困難となっている温帯性針葉樹林を最優先とすべきである。木曾ヒノキ等の温帯性針葉樹林は分布が局限されており、世界的な価値を有する一方で、伝統的建築物などの素材として古くから利用されてきた結果、樹種構成などが本来のものから変化していると考えられている。近年の温帯性針葉樹林に対する国民の関心の高まりを背景に、中部森林管理局では、平成 25 年度から、積極的な人為を加えつつ元の森林生態系に復元する箇所を包含した保護地域の検討を行っている。

なお、復元により蓄積される森林施業の技術は貴重な知見となるため、民

有林における多様な森林づくりにも普及し、地域の振興に寄与することが期待される。

(3) 気候変動など新たな脅威への対応

IPCC（気候変動に関する政府間パネル：Intergovernmental Panel on Climate Change）第5次評価報告書によれば、世界平均地上気温は、1880年から2012年までの間に0.85度上昇しており、今世紀末には2.6度から4.8度上昇する可能性が指摘されている。高山帯や亜高山帯などのごく限られた環境に生育する植物については、気候変動のスピードについて行けず、生育地のさらなる縮小や絶滅に向かう可能性が懸念されている。

このため、モニタリング等により保護林の変化を把握した上で、環境を管理することにより存続できると考えられる野生生物については、順応的な管理^{※4}の方法等の検討を行うとともに、生育・生息域を確保するため緑の回廊の設定や民有林との連携等、森林の連続性の確保に一層留意する必要がある。

生育地の縮小等により、存続が難しいと判断される植物については、必要に応じて遺伝資源を人為的に保存することも検討する必要がある。

※4：順応的な管理

モニタリング結果を評価し、継続的に手法を改善していくこと。PDCAサイクルによる管理。

(4) 民有林との連携

野生生物は民有林、国有林の区別なく生育・生息しているため、民有林と国有林が連携し、一体として森林生態系の保全を行うことでより良い対応が可能となるケースがある。一例として、九州森林管理局管内の奄美大島では、国有林が民有林の中に点在しており、国有林の多くが保護林となっていることから、民有林と国有林が連携した森林生態系の保全策を模索している。

このようなケースへの対応として、今後は保護林の管理に民有林と連携する考え方を導入することが望ましい。

具体的には、民有林を考慮した保護林の配置の検討、協定による管理水準の同一化、モニタリングの統一的な実施、共同による人材育成等が考えられる。

また、配置や管理水準に関連して、連たんする民有林の管理水準向上を条件に、分散している国有林を一体のものとして取扱い、合算した国有林の面積を保護林における面積要件の判断基準とする取扱いの導入が望ましい。

2 保護林の管理手法に関する提言

(1) 管理体制の再構築に向けた取組

ア 専門的な知見を活用した簡素で効率的な管理体制

現在の保護林制度では、森林生態系保護地域及び森林生物遺伝資源保存林を設定しようとする場合に、保護林ごとに委員会を設置し、専門家の意見を反映することとなっているが、設定後については特段の規定がないこと、他の保護林については、そもそも委員会等の設置を求めているといった課題がある。また、緑の回廊等を含めて委員会数が多くなり、複雑な検討体制となっている場合や異なる委員会の間で類似の検討を行っている場合がある。

全ての保護林で専門的な知見を活用し、順応的な管理を実践するためには、モニタリング結果を共有し科学的な知見に基づき対応策を検討する場が不可欠である。

このため、森林管理局が保護林の設定及び管理を行うに当たり、複雑化している各種委員会を整理・統合しつつ、すべての保護林を対象に、自然環境に関する専門家や地域関係者による委員会を設置し意見を聞くなど、管理体制を再構築することが望ましい。

イ 国際基準への位置付け

IUCN（国際自然保護連合：International Union for Conservation of Nature and Natural Resources）では、管理の目的に応じて保護地域を6つのカテゴリーに分類している。

我が国においても、すべての保護林をIUCNカテゴリーのいずれかに分類し、世界保護地域データベース(WDPA：World Database on Protected Areas)に登録することにより、国際基準における保護林の位置付けを明確にすることが望ましい。

現状においては森林生態系保護地域のみIUCNカテゴリーに分類しWDPAに登録しているが、分類されたカテゴリーは必ずしも個々の森林生態系保護地域の管理の目的に合致しているわけではない。

保護林区分とIUCNカテゴリーを単純に合わせるのではなく、対象とする保護林の管理のあり方を国際基準に照らして位置付けることが重要であることから、森林管理局レベルで、管理の目的や地域社会との関わり方等を踏まえて、一定の基準の下でカテゴリーを決める仕組みとする必要がある。

ウ モニタリング

現在の保護林制度では、大きさや対象が様々な保護林であっても、モニタリング方法は画一的なものとなっている。

モニタリングは順応的な管理には不可欠であり、人為による管理を行う場合には一層重要性を増すことになる。

このため、モニタリングの内容や実施の間隔について、モニタリングを実施する保護林の実態に即した効果的・効率的なものとなるよう見直すとともに、モニタリング結果を共有し、科学的な知見に基づき対応策を検討できる体制を整備することが望ましい。

エ 人材育成

復元など保護林における生物多様性を向上させる順応的な管理には、生態学等の知見が求められる。

このため、生物多様性に関する知見を蓄積・活用することができる国有林職員の人材育成を一層行うことが望ましい。

(2) その他

ア 国民に対する丁寧な説明

温帯性針葉樹林等の復元や草地・湿地の保全等、人為による積極的な管理において保護林内での伐採等が行われ、また、その効果が直ちに発現しないこと等により、国民に理解されず、自然破壊との誤解を招く恐れがある。

このため、人為的な関与の目的、計画、内容等について、科学的な根拠を提示するなど、国民に対する丁寧な説明が重要である。

イ 他省庁との連携

保護林管理のため、他省庁(地方機関)と情報や意見を交換するなど、他省庁との連携を推進することが望ましい。

(参考 1)

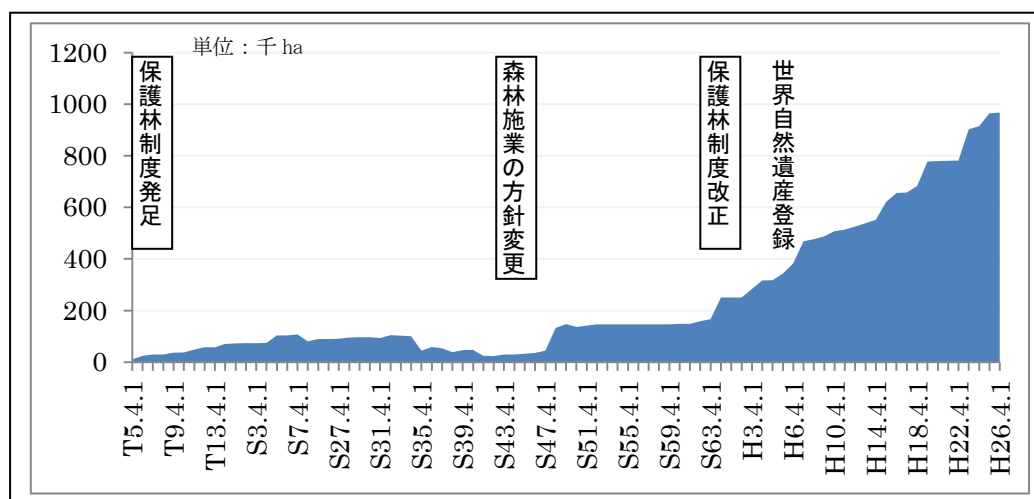
(1) 保護林の歴史

保護林制度は、大正 4 年山林局長通牒「保護林設定ニ関スル件」を根拠として誕生した。同通牒では、原生林やこれに準ずる森林、風致景勝地、鳥獣繁殖地等 8 種類の保護対象森林を定めており、これを踏まえて、①内容が真に優れたもの、②面積は最小限、③高山帯の積極的な指定、④保護林台帳による管理等に留意して保護林の設定が進められた結果、17 年後の昭和 7 年には保護林面積は約 11 万ヘクタールに達した。

その後、昭和 30 年代には約 5 万ヘクタールと半減したが、国民の自然保護に対する関心の高まりを受け、昭和 45 年の「自然保護を考慮した森林施業について」を契機として保護林の積極的な設定に方針転換された。昭和 48 年には、保護林面積は約 13 万ヘクタールとなり昭和 30 年代以前の面積を超えた。

昭和 50 年代に入り、各地で林業と自然保護に関する問題が表面化したため、昭和 62 年に林野庁は「林業と自然保護に関する検討委員会」を発足させ、翌年、森林生態系保護の考え方等を導入すべきとする報告書が取りまとめられた。この報告を受け、平成元年に、森林生態系保護地域の新設等を核とする新たな保護林の区分を取り入れた「保護林の再編・拡充について」が策定された。この通知に基づき、森林生態系保護地域等の大規模な保護林の設定を進めた結果、保護林面積は大幅に増加し、平成 26 年 4 月現在、853 箇所、約 97 万ヘクタールの保護林を有するに至った。

平成 11 年には、保護林を核として生態系ネットワークの形成を図る「緑の回廊」が制度化された。



(2) これまでの成果

保護林制度の今後のあり方を検討する前提として、これまでの成果について考察したところ、以下のとおり集約された。

① 先駆的な保護

大正から昭和初期に設定した保護林の多くが、のちに制定された自然公園や天然記念物に設定された。このように、保護林は我が国における保護地域の基礎を構築した。

② 持続的な森林経営への貢献

保護林を設けることで、利用すべき森林と保護すべき森林を明確化し、林業と自然保護が共存した森林の経営を実践することで持続可能な森林経営の確立に貢献した。

③ 世界自然遺産等の保護担保

原生的な森林を厳格に維持してきた結果、世界自然遺産や生物圏保存地域(BR : Biosphere Reserve)への登録が実現した。世界自然遺産における陸域面積の96%が国有林であり保護林として特別に管理されている。

④ 戦略的な森林生態系等の保護・保存

ア 多様な生態系の保全

我が国の気候区分ごとに代表的な森林生態系を維持し、我が国の森林生態系の骨格を形成している。

イ 希少種保護

希少な野生生物の生育・生息地や、種の北限地、南限地の保護など、小規模であってもきめ細かな保護林を設定することで生物多様性を温存している。

ウ 遺伝子保存

多様な森林生物の遺伝子を生育域内で維持し、将来的な種苗や利用等の可能性を有する森林資源を確保している。

⑤ その他の成果

生物圏保護地域で定義された地帯区分による保全の考え方を森林生態系保護地域の保全に取り入れたため、保護地域におけるコア、バッファの考え方が国民に定着した。

森林生態系保護地域及び森林生物遺伝資源保存林の設定、区域の変更、解除を行う場合は、学識経験者や関係地方公共団体の長等により構成する委員会に諮ることとし、科学的検討と地域の住民の視点を踏まえた保護地域の管理手法を導入した。

(参考2)

保護林制度等に関する有識者会議について

構成

おおすみ 大住	かつひろ 克博	国立大学法人鳥取大学農学部 教授
たなか 田中	ひろし 浩	独立行政法人森林総合研究所 研究コーディネータ
つちや 土屋	としゆき 俊幸	国立大学法人東京農工大学大学院農学研究院 教授
まつお 松尾	かずとし 和俊	全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 会長
みやした 宮下	ただし 直	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
よこやま 横山	りゅういち 隆一	公益財団法人日本自然保護協会 参事
よねだ 米田	つよし 健 (座長)	国立大学法人鹿児島大学 名誉教授

(敬称略、50音順)

開催状況

平成 26 年 6 月 17 日 第 1 回保護林制度等に関する有識者会議

- ・ 国有林の現状及び諸制度について
- ・ 保護林制度等の現状と課題について

平成 26 年 8 月 5 日 第 2 回保護林制度等に関する有識者会議

- ・ 事例等発表
- ・ 論点整理

平成 26 年 10 月 14 日 第 3 回保護林制度等に関する有識者会議

- ・ 事例等発表
- ・ 保護林制度についてのこれまでの議論のまとめ
- ・ 論点整理

平成 26 年 12 月 16 日 第 4 回保護林制度等に関する有識者会議

- ・ 保護林制度等に関する有識者会議におけるこれまでの議論の経過

平成 27 年 2 月 10 日 第 5 回保護林制度等に関する有識者会議

- ・ 保護林制度等に関する有識者会議報告(案)